むつ市議会第２６５回定例会会議録　第１号

議事日程　第１号　　令和７年８月２５日（月曜日）午前１０時開会・開議

◎諸般の報告

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

第３　行政報告

【議案一括上程、提案理由説明】

第４　議案第42号　むつ市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例

第５　議案第43号　むつ市火入れに関する条例の一部を改正する条例

第６　議案第44号　むつ市水道事業給水条例及びむつ市下水道条例の一部を改正する条例

第７　議案第45号　財産の取得について
（むつ市役所川内庁舎配備の除雪ドーザを、老朽化に伴い更新するためのもの）

第８　議案第46号　財産の取得について
（むつ市役所本庁舎配備の除雪グレーダを、老朽化に伴い更新するためのもの）

第９　議案第47号　財産の取得について
（避難所の生活環境の改善に取り組み、災害対応力の強化を図るため、防災資機材を整備するもの）

第10　議案第48号　人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて

第11　議案第49号　人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて

第12　議案第50号　人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて

第13　議案第51号　令和７年度むつ市一般会計補正予算

第14　議案第52号　令和７年度むつ市介護保険特別会計補正予算

第15　議案第53号　令和６年度むつ市一般会計歳入歳出決算

第16　議案第54号　令和６年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

第17　議案第55号　令和６年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

第18　議案第56号　令和６年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算

第19　議案第57号　令和６年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算

第20　議案第58号　令和６年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算

第21　議案第59号　令和６年度むつ市水道事業会計利益剰余金の処分について

第22　議案第60号　令和６年度むつ市水道事業会計決算

第23　議案第61号　令和６年度むつ市下水道事業会計利益剰余金の処分について

第24　議案第62号　令和６年度むつ市下水道事業会計決算

第25　報告第22号　令和６年度むつ市一般会計継続費精算報告書

第26　報告第23号　令和６年度むつ市健全化判断比率について

第27　報告第24号　令和６年度むつ市公営企業会計資金不足比率について
第28　報告第25号　専決処分した事項の報告について
（和解及び損害賠償の額を定めることについて）
第29　報告第26号　専決処分した事項の報告について
（和解及び損害賠償の額を定めることについて）
第30　報告第27号　専決処分した事項の報告について
（工事請負契約の一部変更契約について）

本日の会議に付した事件
　議事日程に同じ

出席議員（２２人）

１番	高橋征志	２番	杉浦弘樹
３番	佐藤　武	４番	工藤祥子
５番	濵田栄子	６番	櫻田秀夫
７番	住吉年広	８番	白井二郎
９番	富岡直哉	１０番	村中浩明
１１番	野中貴健	１２番	佐藤広政
１３番	東　健而	１４番	中村正志
１５番	井田茂樹	１６番	浅利竹二郎
１７番	岡崎健吾	１８番	佐々木隆徳
１９番	佐賀英生	２０番	大瀧次男
２１番	佐々木　肇	２２番	冨岡幸夫

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	山本知也	副市長	吉田　真
副市長	齋藤友彦	教育長	阿部謙一
公営企業管理者	吉田和久	代表監査委員	氏家　剛
選挙管理委員会委員長	畑中政勝	農業委員会会長	坂本正一
総務部長	松谷　勇	政策推進部長	小笠原洋一
財務部長	吉田由佳子	市民生活部長	石橋秀治
健康福祉部長	斉藤洋一	健康づくり推進監健康福祉部長	髙橋嘉美
こどもいみらい部smile kids office ここっにり所長	菅原典子	農林水産部長	一戸義則
商工観光部長	山﨑　学	まちづくり推進部長	木下尚一郎
建設技術監	大澗　聡	会計管理者	中村智郎

選挙管理委員会事務局長	野坂武史				監査委員事務局長	澁田剛			
農業委員会事務局長 農水産林部理事	立花一雄				教育部長	福山洋司			
教育委員会事務局 施設整備監技術	畑中渉				上下水道局 市民活部 生活部理事	小田晃廣			
川内庁舎所長	池田雅文				大畑庁舎所長	松本邦博			
脇野沢庁舎所長 農水産林部副理事	山崎拓也				総務部 市長室 公室長	立花幸一			
総務部 総務課 選挙管理委員会事務局 総括主幹	鈴木明人				総務部 総務課 総務主任主査	佐々木大			
総務部 総務課 総務主任主査	菊池亘								

事務局職員出席者

事務局長	上林妙子				次長	石田隆司			
総括主幹	堂崎亜希子				主幹	佐藤孝悦			
主任主査	瀬角朋也				主任	浜端快			

◎開会及び開議の宣告

午前１０時００分　開会・開議

○議長（冨岡幸夫）　ただいまからむつ市議会第265回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（冨岡幸夫）　議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず初めに、地方自治法第121条第１項に基づく今定例会への説明員の出席者については、お手元に配信しております名簿のとおりであります。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の２第３項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。関係書類は事務局に保管してありますので、ご閲覧願います。

次に、本日市長から、公害対策に関する経過報告、放射性廃棄物保管施設における安全対策に関する経過報告、交通問題対策に関する経過報告、工事請負契約に係る入札結果資料が提出されましたので、お手元に配信しております。

次に、全国市議会議長会等の会議結果につきましては、お手元に配信の報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、７月16日から18日まで実施しました要望活動に参加した議員７名については、会議規則第167条第１項ただし書の規定により、議長が参加議員の派遣を決定しておりますので、ご了承願います。

なお、要望先の国土交通省、厚生労働省、総務省、防衛省及び青森県選出衆参国会議員に対しては豪雪地帯及び半島地域における自動運転技術の社会実験推進に向けた継続的かつ重点的な支援について、むつ総合病院の運営及び病棟整備事業への支援について、むつ総合病院の新病棟建設事業に係る地方財政措置について、防衛関連事業の地元発注等へのさらなる配慮について、大湊基地１万トンドックへの常設型クレーンの設置について、海上自衛隊教育隊の誘致について及びむつ運動公園スポーツ広場改修工事に伴う財政措置についてを要望しておりますので、ご報告いたします。

次に、本日この後、むつ運動公園交通広場の廃止について及び第27回参議院通常選挙における投票用紙の誤交付について、市長から行政報告がありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（冨岡幸夫）　本日の会議は議事日程第１号により議事を進めます。

◎日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（冨岡幸夫）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、４番工藤祥子議員及び13番東健而議員を指名いたします。

◎日程第２　会期の決定

○議長（冨岡幸夫）　次は、日程第２　会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から９月18日までの25日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（冨岡幸夫）　ご異議なしと認めます。よっ

て、そのように決定いたしました。

◎日程第３　行政報告

○議長（冨岡幸夫）　次は、日程第３　行政報告を行います。

市長から報告を求めます。市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也）　本日２件のご報告がございます。

この度、昭和57年に開設されたむつ運動公園交通広場につきまして、今年度をもって廃止することといたしましたので、ご報告させていただきます。

本施設は、長年にわたり多くの市民の皆様、特に児童の交通安全教育の場として活用されてまいりました。

昭和57年の開設時には、年間１万2,000人余りの皆様にご利用いただき、交通安全教育において一定の成果を挙げてまいりました。以前は平日も運営しておりましたが、利用者数が年々減少していることから、平成28年からは土日祝日のみの開場とし、平日は学童団体からの予約があった場合に限り運営する体制へと移行しておりました。

また、開設から43年が経過し、施設の老朽化が進んでいることに加え、設備の更新や維持管理にかかる費用負担も年々増加しており、施設の設置目的である交通安全思想の普及と正しい交通ルールの実践の効果的な達成が難しくなっております。

一方で、社会全体としては交通安全教育の充実、車両の安全性能向上、通学路対策の充実、取り締まり・啓発活動の強化等により、交通事故による死者数は、大幅に減少しております。こうした状況は、本施設を含めたこれまでの施策の成果でもあり、一定の役割を果たしてきたものと認識しております。

さらに、平成30年度に策定されたむつ市みどりの基本計画におきましては、公園ストックの最適化に向け、本施設につきましては、長寿命化を図るのではなく、他用途への転換を検討すべき対象として位置付けられております。

こうした方針を踏まえ、公園内における駐車場不足と本施設の現状を総合的に勘案した結果、本施設を廃止することとし、廃止後は跡地利用として駐車スペースとしての活用を検討しております。なお、むつ下北地区大会規模以上の大会が開催される際には、車両が競技場内の駐車場に収容しきれず、競技利用者や周辺住民の皆様からご意見やご要望を頂戴しているのが現状であります。

これらを解消し、施設をご利用いただく全ての皆様にとって、より安心・安全な環境を提供するためにも、駐車場の増設は喫緊の課題と捉えております。

今後は、交通安全教育を希望する小学校や幼稚園、保育園を対象に、出前形式による交通安全教室の実施等、新たな形での普及啓発に取り組んでまいります。

議員各位におかれましては、本件の趣旨をご理解いただき、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げ、ご報告とさせていただきます。

次に、７月20日に施行された第27回参議院議員通常選挙において、投票用紙の誤交付が発生いたしました。この件につきまして、選挙管理委員会からご報告申し上げます。

○議長（冨岡幸夫）　選挙管理委員会委員長。

（畑中政勝選挙管理委員会委員長登壇）

○選挙管理委員会委員長（畑中政勝）　この度の第27回参議院議員通常選挙において、投票用紙の誤交付が発生したことにつきまして、ご報告させていただきます。

まずは、今回の誤交付により有権者８人分の大切で貴重な票が無効票となった可能性が高い状況となったことに対しまして、心よりお詫び申し上げます。

それでは、誤交付が発生した経緯等について申し上げます。

去る７月20日に執行されました第27回参議院議員通常選挙において、午前８時40分頃、第43投票区投票所蛎崎地区公民館に投票に来た８人目の方が、比例代表の投票を行おうとした際、交付された投票用紙の違いに気付き、これまでに投票を済ませた７人分と８人目の方が投じた選挙区の投票分までの間、選挙区と比例代表の投票用紙を誤って交付していたことが判明したものであります。

これらの票につきましては、公職選挙法第68条の規定により、無効票となった可能性が高いものであります。

今回の事案が発生した原因につきましては、投票所での朝の準備段階において、選挙区の投票用紙を交付する場所に比例代表の投票用紙を、比例代表の投票用紙を交付する場所に選挙区の投票用紙を誤って設置したこと及び選挙事務従事者の認識不足と確認不足によるものであります。

この事案を受け、投票用紙の誤交付が行われました皆様に対しまして、個別に訪問し、状況の説明を行い、謝罪をさせていただきました。

また、市のホームページにて事実の公表をさせていただくとともに、報道各社に対し記者発表を行いました。

公平・公正が求められる選挙事務を執行するに当たり、このような事案を発生させてしまい、心よりお詫び申し上げますとともに、今後はこのようなことがないよう、投票所の事務作業における確認の徹底だけではなく、選挙事務従事者に対して、選挙執行時の事務作業の誤りが社会に与える影響の大きさなどについても周知を行い、改めて選挙事務の重要性の再認識を図り、再発防止及び信頼回復に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（冨岡幸夫）　これより質疑を行います。

質疑は、それぞれ区分して行います。

まず、むつ運動公園交通広場の廃止についての報告に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（冨岡幸夫）　質疑なしと認めます。

以上でむつ運動公園交通広場の廃止についての報告に対する質疑を終わります。

次に、第27回参議院議員通常選挙における投票用紙の誤交付についての報告に対し、質疑ありませんか。19番佐賀英生議員。

○19番（佐賀英生）　すみません、ちょっと１点だけ確認させていただきたいのですけれども、先ほどの説明からいきますと無効票となった可能性が高い状況ということは、無効になったのか、なっていないのかが分からないということになるのか、これまず第１点です。

それと、比例と個人名が入れ替わったという説明なのですけれども、私、立会人は何度もやっていますけれども、開票人というのは経験ございませんでして、例えば票を入れる、混ぜる、その中で個人のところに比例が混ざっていたら、至極当然のごとく分かるような気がするのですけれども、ちょっとその２点についてお伺いいたします。

○議長（冨岡幸夫）　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（野坂武史）　ただいまの質問について回答いたします。

まず、１点目の無効票になった可能性ということでの質問でございますけれども、無効票と断定できない理由につきましては、選挙の原則である秘密投票によりまして、有権者の方が何を書いて投票されたかということが分からないことから、無効票となった可能性があるということでござい

ます。

そして、ご質問の２点目なのですけれども、選挙区の投票用紙と比例の投票用紙が混ざっていれば分かるのではないかということでございますが、原則投票用紙の投票につきましては、投票箱、どちらに入れても有効になるような形にはなっております。

そして、開票場所におきましては、選挙区の開票台、そして比例の開票台にそれぞれ投票箱を開けます。そこでそれぞれの票が混ざっていた場合には、その票をそれぞれの開票台のほうに移して、そこから開票の票数確認に移りますので、その票が分かるといいますか、どの票かというのは、ほかのところの投票箱も全て一緒に開けてしまいますので、どの投票箱に混ざっていたものかということははっきりと分からない状況にはなっています。

ただ、いずれにいたしましても、選挙区の投票用紙を比例の投票箱、そして比例の投票用紙を選挙区の投票箱に入れた場合でも有効に扱いまして、開票台においてそれぞれ仕分をしているという作業工程になっております。

以上でございます。

○議長（冨岡幸夫）　19番。

○19番（佐賀英生）　今ちょっとお話をお伺いして、私も長く選挙をやっているのですが、では２つの箱というのは大した意味がないのだと、どっちに入れてもオーケーということと、まずこれ１つです。

あと色が違うではないですか、個人と比例と。では、それも大して意味がないというような考えになってしまうのですけれども、それはまた別個なのでしょうか。

○議長（冨岡幸夫）　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（野坂武史）　お答えいたします。

意味がないということではなくて、極力有権者の票を無効にしないということになっておりまして、投票された意思につきましては投票箱によって左右されるものではないということで選挙の事務の手引等には書かれておりますので、そうすることによって、まずは有権者の意思を極力最大限に反映できるものとしての対応となっております。

そして、色が違うということですけれども、色が違うということにつきましては、あくまでも事務の過程において間違いを防ぐための対応で色が違うことにされているものと理解しております。

以上でございます。

○議長（冨岡幸夫）　ほかに質疑ありませんか。11番野中貴健議員。

○11番（野中貴健）　２点お伺いいたします。

まずは、昨年度の衆議院選挙でも種類は違えどもミスがあって、今回もあったと。全国的に今回のような投票用紙を間違った事例があったのかが１点。

次が、先ほど報告にありましたけれども、選挙事務の重要性の再認識を図り、再発防止及び信頼回復に努めるとありますけれども、具体的にどういう改善をしていくのか、教育等をしていくのかの２点をお伺いいたします。

○議長（冨岡幸夫）　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（野坂武史）　ただいまのご質問についてお答えいたします。

まず、全国的に誤交付はあったのかということでございますが、今回の参議院議員選挙につきましては、全国的にかなりの確率で誤交付が発生していたと情報を入手しております。

それによりまして、我々といたしましても選挙執行に当たりましては事前にその情報に基づきまして、従事する職員には説明会等で、こういう事例が非常に発生しているということもありますの

で、くれぐれも気をつけるようにということで、しっかりと対応しておったところでございます。

そして、２点目につきましてですけれども、再発の防止についてと職員の意識改革ということですけれども、今回の選挙の誤交付につきましては、やはり選挙事務に対する慣れとか慢心が招いたミスではないかと考えておるところでございます。

それらもありまして、現在の選挙に対するネットとかを見ますと、いろいろな操作が行われているのではないかとか、そういったこともありまして、選挙に対する不信が募っております。それらの題材等を取り上げまして、選挙に従事する皆さんに、これらのこともありますので、選挙事務の適正な執行につきましては重要なことであるということを再度働きかけていければ改善できるのではないかと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（冨岡幸夫）　11番。

○11番（野中貴健）　今慣れとか慢心というのも要因にあるのかなとありますけれども、私たち議員も１票１票で当落が発生する状況にあります。当然市長もそうなのですけれども。

理事者側の１票、我々の感じる１票というのは、本当に非常に重く感じている。当然分かっていると思いますけれども、その辺を踏まえて、慣れとか慢心とかの言葉で片づけてほしくないなというのは現状考えておりますし、選挙管理委員会とはいえ、確かに職員数も少ないし、選挙があれば補充して、応援隊が来て手伝ってもらっているのですけれども、その辺を踏まえて今後もますますそういうミスがないようにと。前回もあったのですけれども、やっぱりあっちゃったよねという現状を考えれば、もっと具体的な、こう言っておけばいいかなではなくて、もっと革新的に進めて教育をやってほしいなと。

もう一点ですけれども、最後、先ほど慣れ、慢心に対して、手伝いに来てくれた職員さんの教育というのはすごく大事だと思いますけれども、その辺もうちょっと、工程が国のほうからあるのであればそれもそうですけれども、むつ市として独立した対策等ありましたら、それもお聞きいたします。

○議長（冨岡幸夫）　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（野坂武史）　お答えいたします。

まずは、選挙事務に対する流れをご説明させていただきたいと思っております。まず、選挙につきましては、選挙事務に関するマニュアルを作成しております。

そして、その中において、今回の投票用紙についても、投票用紙の色はそれぞれ違います、そしてさらにはその中には投票所の管理については投票管理者の責任の下で行ってください、そういったこともあって、投票用紙の確認をしっかり行ってくださいということはマニュアルには表記されておりました。そして、そのマニュアルに基づきまして、選挙事務従事者に対しまして説明会を開催しております。

そして、さらには、先ほどの質問にもかぶりますけれども、全国的に今回は誤交付というのが散見されました。それもありまして、選挙管理委員会といたしましては、職員の業務用チャットツールを使いまして職務代理者の皆さんに、誤交付等ありますので、複数の目で投票用紙の確認は行ってくださいということで、朝６時の時点で一斉に送信をして確認を促したところでございます。そういったことを行っておりました流れの中でも、今回このようなミスが発生してしまったということは、非常に申し訳なく思っているところでございます。

そして、先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、これらのミスが社会に与える影響という

のは非常に大きいと捉えておりますので、今後は様々な事例、国・県のほうからもいろいろな投票所におけるミスの事例集等も出ております。その中でそれらを確認した上で、改めて選挙に従事する職員には指導を図っていきたいなと考えているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（冨岡幸夫）　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（冨岡幸夫）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

◎日程第４～日程第30　議案一括上程、提案理由説明

○議長（冨岡幸夫）　次は、日程第４　議案第42号　むつ市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例から日程第30　報告第27号　専決処分した事項の報告についてまでの27件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也）　ただいま上程されました21議案６報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

はじめに、議案第42号　むつ市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例についてでありますが、本案は、むつ保健所が青森県下北保健所に名称変更したことに伴い、条文整理をするためのものであります。

次に、議案第43号　むつ市火入れに関する条例の一部を改正する条例についてでありますが、本案は、国内外において林野火災が相次いで発生していることに鑑み、森林法に規定する火入れについて、その火が延焼し林野火災の原因となることを防止するため、所要の条文整備をするものであります。

次に、議案第44号　むつ市水道事業給水条例及びむつ市下水道条例の一部を改正する条例についてでありますが、本案は、災害その他非常の場合において、他の市町村長等の指定を受けた事業者等が工事を行うことができるようにするためのものであります。

次に、議案第45号から議案第47号までの財産の取得についてでありますが、これら３議案は、むつ市役所川内庁舎に配備しております除雪ドーザ及び本庁舎に配備しております除雪グレーダを、老朽化に伴い更新するためのもの並びに避難所の生活環境の改善に取り組み、災害対応力の強化を図るため、防災資機材を整備するものであります。

次に、議案第48号から議案第50号までの人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてでありますが、これら３議案は、本年12月31日をもって任期が満了となります近原・栄氏及び工藤幹雄氏を推薦し、並びに欠員が生じていた同委員に室舘幸一氏を候補者として新たに推薦するため、提案するものであります。

次に、議案第51号　令和７年度むつ市一般会計補正予算についてでありますが、本案は、５億4,308万5,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、418億9,546万8,000円となります。

まず、歳出の主なものについてでありますが、総務費では、会計年度任用職員の増員に係る給与費及びＮＨＫ放送受信料に係る本庁舎管理費を増額しておりますほか、財政調整基金積立金を計上しております。

民生費では、心身に障がいを持ち、日常生活や社会生活において支援を要する方に対し提供する障がい福祉サービスに係る障害者自立支援給付費

負担金について、市内の障がい福祉サービス事業者の障がい福祉サービス費の請求誤りによる返還金を国及び県に返還するための障害者自立支援給付費負担金返還金を計上しております。

衛生費では、令和８年度の子ども・子育て支援金制度の創設に伴う後期高齢者医療保険料の変更に対応するため、後期高齢者医療に係る住民情報システムの改修事業費を計上しております。

農林水産業費では、土地改良施設に設置されているＰＣＢ含有物の撤去費用のほか、関根浜沿岸漁業振興対策事業に係る荷捌施設トイレの改修事業費補助金を計上しております。

土木費では、市が管理する舗装道路の補修工事に係る舗装長寿命化修繕事業費を増額しております。

消防費では、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）の新型受信機への更新事業費を計上しておりますほか、ＮＨＫ放送受信料に係る下北地域広域行政事務組合負担金を増額しております。

教育費では、現在のむつ市教育研修センターを旧田名部カトリック幼稚園へ移転するための教育支援センター移転事業費のほか、川内体育館の施設照明をＬＥＤ化するための川内体育館改修事業費を増額しております。

諸支出金では、むつリハビリテーション病院の令和６年度決算に係る赤字額を補填するため、下北医療センター負担金を増額しております。

次に、歳入の主なものについてでありますが、国・県支出金には歳出との関連において補助見込額を調整しております。市債では、教育支援センター移転事業外４事業の事業費の変更に伴い、また、国庫支出金との関連において借入見込額を調整しておりますほか、繰越金には前年度決算剰余金を計上しております。

なお、教育支援センター移転事業について継続費を設定しております。

次に、議案第52号　令和７年度むつ市介護保険特別会計補正予算についてでありますが、本案は、介護給付費負担金等の精算により国、県等への返還金が生じたことに伴う9,488万3,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は68億1,609万7,000円となります。

次に、議案第53号　令和６年度むつ市一般会計歳入歳出決算についてでありますが、歳入総額は425億2,764万6,191円で、これに対する歳出総額は421億2,143万1,840円となり、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支では３億1,202万8,151円の剰余金を生じた決算となっております。この剰余金は、全額を翌年度に繰り越すこととしております。

次に、議案第54号　令和６年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてでありますが、歳入総額は51億5,458万3,232円で、これに対する歳出総額は51億4,433万9,423円となり、歳入歳出差引き1,024万3,809円の剰余金を生じた決算となっております。この剰余金は、全額を財政調整基金に積立てしております。

次に、議案第55号　令和６年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてでありますが、歳入総額は７億9,467万4,650円で、これに対する歳出総額は７億6,775万50円となり、歳入歳出差引き2,692万4,600円の剰余金を生じた決算となっております。この剰余金は、全額を翌年度に繰り越すこととしております。

次に、議案第56号　令和６年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算についてでありますが、歳入歳出総額は、共に2,277万8,376円となっております。

次に、議案第57号　令和６年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算についてでありますが、歳入総額は67億1,837万2,118円で、これに対する歳出総額は65億6,764万7,665円となり、歳入歳出差

引き１億5,072万4,453円の剰余金を生じた決算となっております。この剰余金は、全額を介護保険財政調整基金に積立てしております。

次に、議案第58号　令和６年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算についてでありますが、歳入歳出総額は、共に5,067万9,509円となっております。

次に、議案第59号　令和６年度むつ市水道事業会計利益剰余金の処分についてでありますが、本案は、水道事業の当年度未処分利益剰余金9,266万657円を減債積立金に積み立てるためのものであります。

次に、議案第60号　令和６年度むつ市水道事業会計決算についてご説明いたします。

まず、収益的収入及び支出についてでありますが、水道事業収益は17億6,955万450円で、水道事業費用は16億7,929万8,264円となり、消費税及び地方消費税を除いた収支では、6,535万3,915円の純利益を生じた決算となっております。

次に、資本的収入及び支出についてでありますが、資本的収入額は企業債及び一般会計負担金で５億876万2,000円となり、資本的支出額は建設改良費及び企業債償還金で12億6,989万6,876円となり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額７億6,113万4,876円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填しております。

次に、議案第61号　令和６年度むつ市下水道事業会計利益剰余金の処分についてでありますが、本案は、下水道事業の当年度未処分利益剰余金１億854万5,215円のうち、当年度純利益3,867万1,245円を減債積立金に積み立て、残額6,987万3,970円を資本金に組み入れるためのものであります。

次に、議案第62号　令和６年度むつ市下水道事業会計決算についてご説明いたします。

まず、収益的収入及び支出についてでありますが、下水道事業収益は10億6,024万4,605円で、下水道事業費用は10億2,752万92円となり、消費税及び地方消費税を除いた収支では、3,867万1,245円の純利益を生じた決算となっております。

次に、資本的収入及び支出についてでありますが、資本的収入額は企業債、国庫補助金、一般会計負担金等で７億9,374万1,900円となり、資本的支出額は建設改良費及び企業債償還金で９億5,805万3,041円となり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額１億6,431万1,141円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填しております。

次に、報告第22号　令和６年度むつ市一般会計継続費精算報告書についてでありますが、これは、令和３年度から実施しておりました（仮称）田名部まちなか団地整備事業、令和４年度から実施しておりました情報伝達手段整備事業並びに令和５年度から実施しておりました重要文化財旧大湊水源地水道施設修理事業及び（仮称）むつ市防災食育センター建設事業の継続年度がそれぞれ令和６年度において終了しましたので、報告するものであります。

次に、報告第23号　令和６年度むつ市健全化判断比率について及び報告第24号　令和６年度むつ市公営企業会計資金不足比率についてでありますが、これらは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、監査委員の意見を付けて報告するものであります。

次に、報告第25号及び報告第26号についてでありますが、これらは、本年５月22日にむつ市大曲三丁目地内の国道において発生した自動車事故及び本年１月22日にむつ市大字田名部字内田地内の市道において発生した自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の委任を頂いているところにより、専決処分したものであります。

次に、報告第27号についてでありますが、これは、むつ市議会第261回定例会において御議決を頂き、第264回定例会においてご報告いたしましたむつ市デジタル防災センター整備工事に係る建築工事に関し、工事内容を一部変更し、契約金額を変更することについて、議会の委任を頂いているところにより、専決処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました21議案６報告について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決及びご認定賜りますようお願い申し上げる次第であります。

○議長（冨岡幸夫）　これで提案理由の説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（冨岡幸夫）　以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明８月26日から29日まで並びに９月１日は議案熟考のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（冨岡幸夫）　ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、８月30日及び31日は休日のため休会とし、９月２日は一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午前１０時３９分　散会